

Cisco Meraki 製品保守サポートサービス約款

本約款は申込者（以下「甲」という）に対して、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「乙」という）が、申込書に記載された甲が利用する「Cisco Meraki 製品（以下「Meraki 製品」という）」の保守サービス（以下「保守」という）と問い合わせに対するサポート（以下「サポート」という）に関し、提供する内容を定めるものとします。

第1条（目的）

本約款は、甲が利用するシスコシステムズ合同会社（以下「シスコシステムズ」という）製の Meraki 製品の利用期間中に発生した故障と問い合わせに関して、乙が甲に提供する保守とサポートを規定します。保守、サポートの対象となる Meraki 製品は、「アクセスポイント（MR シリーズ）」「スイッチ（MS シリーズ）」「セキュリティプライアンス（MX シリーズ・Z シリーズ）」「セキュリティカメラ（MV シリーズ）」です。保守、サポートの対象となる Meraki 製品は、シスコの販売終了製品に対するサービスの終了、または新製品の追加により変更される場合があります。

第2条（保守の範囲、内容）

保守は以下の範囲とする。

- （1）甲より機器に故障、不具合等（以下、「障害」という）の連絡を電話及び E-Mail で受け付けます。
 - ①先出送バック保守： 対応時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日、乙の指定休業日を除く）
メールは 24 時間 365 日受付、返信は対応時間内となります。
 - ②オンサイト保守： 対応時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日、乙の指定休業日を除く）
メールは 24 時間 365 日受付、返信は対応時間内となります。
 - ③4時間駆けつけ保守： 対応時間：24 時間 365 日（乙の指定休業日を除く）
 - ④2時間駆けつけ保守： 対応時間：24 時間 365 日（乙の指定休業日を除く）

- （2）前号により受け付けた障害につき、電話及び E-Mail でのやりとりを通じてサポートエンジニアがハードウェアの障害かを診断します。

- （3）前号によりハードウェアに障害があると乙が判断する場合、申込書により甲が選択したサービス内容に基づき、以下の保守を実施します。

- ①先出送バック保守：乙が保有する機器（以下、「代替機」という）を申込書に記載された甲の機器の設置場所まで送付します。12:00 までにハードウェア障害と診断された場合は、代替機を当日中に発送します。12:00 を超えた場合は翌営業日に代替機を発送します。（代替機の在庫状況により送付までの対応可能時間は異なります）。障害の発生した機器（以下、「障害機器」という）と代替機との交換作業は甲が実施します。障害機器の取り外しや代替機器の設置作業などの支援は実施しません。障害機器は乙が指定する場所まで乙の指示に従い甲の責任と費用で1週間以内に送付するものとします。1週間を経過してもご返却いただけない場合、機器費用を請求させて頂く場合があります。交換された障害機器の本体や部位等の所有権は乙に帰属します。

【作業範囲】

■ 乙の作業範囲

- [1] 交換機の発送

■ 甲の作業範囲

- [1] 障害機器のネットワーク環境からの取り外し
- [2] 代替機のネットワーク環境への取り付け
- [3] 代替機の配線確認
- [4] 代替機の起動確認
- [5] 代替機の疎通確認
- [6] 障害機器の発送

- ②オンサイト対応保守：乙または乙の指定する技術者を機器の設置場所に派遣し、障害機器と代替機との交換作業を実施します。機器設置先への訪問時間はハードウェア障害と判定後、翌営業日中の対応時間内（9:00～17:00）を目標に対応いたします。屋外設置機器については、別途計画作業となりますので、目標時間の対象外となります。甲の指定時間に間に合わない、またはその他事由により翌営業日訪問が困難となる場合は、甲と乙で協議の上、最短訪問を目標とします。対象地域は、離島を除く全国（但し、沖縄県は沖縄本島のみ）となります。オンサイト訪問にて交換された故障機の本体や本体・部位等の所有権は乙に帰属します。

- ・機器は床から 3m 以下の天井または梁/壁等に設置されており、装置の取り外し、取り付けについては甲の協力が前提となります。但し、下記条件では 床面から 3m 以下の場合でも対象外となります。
 - －天井裏に設置されている場合（機器が目視確認できない場合）
 - －機器の下方に机等が設置されており、脚立での対応ができない場合
 - －脚立が置ける 200cm×250cm 程度の平面スペースが確保できない場合
- －作業場所に移動する際、立ち入り禁止区域の通行や梯子脚立等の昇り降りが発生する場合
- ・作業時は甲の立ち合いを必須といたします。

- ・屋外設置機器に対する作業は、天候及び視界が確保できる状況での作業となります。
- ・作業前もしくは作業中に、作業実施が危険、困難と判断した場合（天候含む）は、作業を中止とする場合があります。
- ・乙の作業員の立会は、「代替機の起動確認」までとなります。それ以降の甲の作業範囲の立会は実施しません。
- ・作業完了報告書へのサインをもって作業終了といたします。報告書の控えをご希望される場合は、甲による現地でのコピーまたは乙からメール添付で提出いたします。

【作業範囲】

■ 乙の作業範囲

- [1] 障害機器のネットワーク環境からの取り外し
- [2] 代替機のネットワーク環境への取り付け
- [3] 代替機の起動確認
- [4] 障害機器の回収

■ 甲の作業範囲

- [1] 代替機の疎通確認

- ③4時間駆けつけ保守：乙または乙の指定する技術者を機器の設置場所に派遣し、障害機器と代替機との交換作業を実施します。機器設置先への訪問時間はハードウェア障害と判定後、4時間以内の到着を目標に対応いたします。屋外設置機器については、別途計画作業となりますので、目標時間の対象外となります。甲の指定時間に間に合わない、またはその他事由により4時間以内の到着が困難となる場合は、甲と乙で協議の上、最短訪問を目標とします。対象地域は、離島（沖縄を含む）と、当社指定一部地域を除く全国となります。オンサイト訪問にて交換された故障機の本体や本体・部位等の所有権は乙に帰属します。

- ・機器は床から 3m 以下の天井または梁/壁等に設置されており、装置の取り外し、取り付けについては甲の協力が前提となります。但し、下記条件では 床面から 3m 以下の場合でも対象外となります。
 - －天井裏に設置されている場合（機器が目視確認できない場合）
 - －機器の下方に机等が設置されており、脚立での対応ができない場合
 - －脚立が置ける 200cm×250cm 程度の平面スペースが確保できない場合
- －作業場所に移動する際、立ち入り禁止区域の通行や梯子脚立等の昇り降りが発生する場合

- ・作業時は甲の立ち合いを必須といたします。
- ・屋外設置機器に対する作業は、天候及び視界が確保できる状況での作業となります。
- ・作業前もしくは作業中に、作業実施が危険、困難と判断した場合（天候含む）は、作業を中止とする場合があります。
- ・乙の作業員の立会は、「代替機の起動確認」までとなります。それ以降の甲の作業範囲の立会は実施しません。
- ・作業完了報告書へのサインをもって作業終了といたします。報告書の控えをご希望される場合は、甲による現地でのコピーまたは乙からメール添付で提出いたします。

【作業範囲】

■ 乙の作業範囲

- [1] 障害機器のネットワーク環境からの取り外し
- [2] 代替機のネットワーク環境への取り付け
- [3] 代替機の起動確認
- [4] 障害機器の回収

■ 甲の作業範囲

- [1] 代替機の疎通確認

- ④2時間駆けつけ保守：乙または乙の指定する技術者を機器の設置場所に派遣し、障害機器と代替機との交換作業を実施します。機器設置先への訪問時間はハードウェア障害と判定後、2時間以内の到着を目標に対応いたします。屋外設置機器については、別途計画作業となりますので、目標時間の対象外となります。甲の指定時間に間に合わない、またはその他事由により2時間以内の到着が困難となる場合は、甲と乙で協議の上、最短訪問を目標とします。対象地域は当社指定地域のみとなります。オンサイト訪問にて交換された故障機の本体や本体・部位等の所有権は乙に帰属します。

- ・機器は床から 3m 以下の天井または梁/壁等に設置されており、装置の取り外し、取り付けについては甲の協力が前提となります。但し、下記条件では 床面から 3m 以下の場合でも対象外となります。
 - －天井裏に設置されている場合（機器が目視確認できない場合）
 - －機器の下方に机等が設置されており、脚立での対応ができない場合
 - －脚立が置ける 200cm×250cm 程度の平面スペースが確保できない場合
- －作業場所に移動する際、立ち入り禁止区域の通行や梯子脚立等の昇り降りが発生する場合

- ・作業時は甲の立ち合いを必須といたします。
- ・屋外設置機器に対する作業は、天候及び視界が確保できる状況での作業となります。
- ・作業前もしくは作業中に、作業実施が危険、困難と判断した場合（天候

Cisco Meraki 製品保守サポートサービス約款

含む)は、作業を中止とする場合があります。

- ・乙の作業員の立会は、「代替機の起動確認」までとなります。それ以降の甲の作業範囲の立会は実施しません。
- ・作業完了報告書へのサインをもって作業終了といたします。報告書の控えをご希望される場合は、甲による現地でのコピーまたは乙からメール添付で提出いたします。

【作業範囲】

■ 乙の作業範囲

- [1] 障害機器のネットワーク環境からの取り外し
- [2] 代替機のネットワーク環境への取り付け
- [3] 代替機の起動確認
- [4] 障害機器の回収

■ 甲の作業範囲

- [1] 代替機の疎通確認

- (4) 代替機はリファビッシュ品(修理完了品)の場合があります。また原則障害機器と同じモデルを提供しますが、同等品となる場合があります。
- (5) 同梱または同時に購入されたアクセサリ類(ACアダプタ・マウントキット等)、Cisco Meraki Accessoryとして単体購入されたパーツについては保守、サポートの対象外となります。
- (6) 保守サービス向上のため、内容については予告なく変更される場合があります。
- (7) 保守は日本国内での提供のみとし、日本語での対応とします。
- (8) 製品の販売終了、製品に対するサービスの終了により、サービス内容が変更される場合があります。
- (9) 機器交換中もライセンス期間は変更されません。
- (10) お問い合わせの際には、保守契約番号および当該機器のシリアルナンバー、製品にて使用しているファームウェアバージョンが必要です。事前に各必要情報をご準備ください。
- (11) 交換により、シリアルナンバーが変わりますが、保守期間中は、代替品に対しても保守が適用されます。

第3条 (サポートの範囲、内容)

サポートは以下の範囲とする。

- (1) 甲よりサポートの依頼を電話及びE-Mailで受け付けます。
 - ①先出センドバック保守： 対応時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日、乙の指定休業日を除く)
メールは24時間365日受付、返信は対応時間内となります。
 - ②オンサイト保守： 対応時間：平日9:00~17:00(土・日・祝日、乙の指定休業日を除く)
メールは24時間365日受付、返信は対応時間内となります。
 - ③4時間駆けつけ保守： 対応時間：24時間365日(乙の指定休業日を除く)
メールも24時間365日対応。
 - ④2時間駆けつけ保守： 対応時間：24時間365日(乙の指定休業日を除く)
メールも24時間365日対応。
- (2) 提供するサポートは下記になります。
 - ①仕様に関するお問合せ：製造元メーカーの仕様を元に回答いたします。
 - ②動作に関するお問合せ：製造元メーカー公開ドキュメントを元に回答いたします。
 - ③ログの解説：製品のログに関して製造元メーカー公開情報を元に回答させていただきます。ログの解説については、お問合せ頂いたログ内容がどのような意味を示すか、どのような場合に記録されるかを解説するもので、ログの解析を行うものではありません。
- (3) サポートの提供条件は下記になります。
 - ①基本的なネットワークの知識を有するご担当者へサポートを提供いたします。
 - ②製品のサポートバージョンは製品WEBページで選択可能なファームウェアバージョンを対象とします。
 - ③サポートの回答はベストエフォートにて行います(回答期日のご指定はできません。)
 - ④サポートは日本国内での提供のみとし、日本語での対応とします。

第4条 (契約と保守、サポートの開始)

- (1) 甲が、保守とサポートの提供を希望する場合、本約款に同意のうえ、乙が甲に送付する『Cisco Meraki 製品保守サポートサービス申込書』(以下、申込書)を、乙もしくは乙の顧客(以下、乙の販売店)に対して、甲は申込書に乙が定める事項を記載し、乙または乙の販売店が指定する注文書とともに、乙もしくは乙の販売店に提出するものとします。保守の注文は製品の注文と同時にを行うことを原則とします。保守の注文が製品の注文と同時に行われない場合、保守開始日が遅れる場合があります。
- (2) 乙は申込書を受領後、これを承諾する場合、登録完了の通知を申込書に記載された担当者へE-Mailにて通知するものとし、乙の通知発信により申込書に記載された機器に関する保守とサポートの契約(以下、「保守サポート契約」という)が成立するものとします。

- (3) 保守、サポートの開始する日(以下、保守サポート開始日)は契約成立日にかかわらず、乙が甲に通知する日とします。オンサイト保守、4時間駆けつけ保守、2時間駆けつけ保守の開始日は最短で乙が申込書を受領した日から30日後とします。
- (4) 保守、サポート契約の契約期間は前項に定める保守サポート開始日より乙が甲に通知する日までとします。なお、契約期間が1年未満の保守サポート契約を乙は提供しないものとします。
- (5) MRシリーズの屋外設置モデルの保守の契約可能期間1年、MVシリーズの保守契約可能期間は3年とします。この期間を超えて契約を希望する場合は別途協議といたします。

第5条 (除外事項)

次の各号に定める事項は、サポートの範囲に含まれないものとし、乙はこれらを実施する責任を負わないものとします。

- (1) 保守、サポート契約の契約期間外、または対応時間外に行う保守、サポート
- (2) 保守、サポート依頼品のシリアルナンバーが、申込書により登録したシリアルナンバーと異なる場合(保守サービスの提供により既に交換済みの場合は除く)
- (3) 取扱説明書や注意書き等に記載された使用条件や使用環境を著しく逸脱している場合
- (4) 物理的な損傷や汚れの修復
- (5) 誤った使用方法に起因する故障や損傷
- (6) 分解や改造による故障や損傷
- (7) 製品が接続している他の機器に起因して生じた故障や損傷
- (8) 購入後の輸送や移動、落下や衝撃等の不当なお取扱いなどにより生じた故障や損傷
- (9) 甲が独自にインストールされたソフトウェアに起因する故障や損傷
- (10) 火災、天災(地震・水害・落雷・その他天変地異)、公害、塩害、異常電圧や指定以外の電圧使用による故障や損傷
- (11) 戦争やテロリズム等の予期しない災害による故障や損傷
- (12) 機器の仕様や構成に起因する障害あるいは損傷の修復
- (13) 日本国外で使用された場合
- (14) サポートへのMeraki製品と関連性がない問い合わせ
- (15) サポートへのお問い合わせに対する報告書やそれらに付随する書面、資料の作成
- (16) 甲がMeraki DashboardからCisco Merakiサポートへ直接問い合わせした場合はサポートへの介入
- (17) 機器の予防交換
- (18) 障害機器の原因解析・報告
- (19) 現地での機器の障害切り分け設定変更作業

第6条 (保守、サポートの運用と甲の義務)

- (1) 本約款に基づく保守、サポートは、乙の社員または乙が選任した代行者(以下「サポート要員」という)により行われるものとします。
- (2) 乙は都合により、サポート要員を随時交代できるものとします。
- (3) 甲は、乙の本約款の履行に伴い、保守、サポートを円滑に遂行するために必要として次の依頼する事項について協力し、便宜を図るものとします。
 - ①機器の設置場所において保守を実施するために要する電力、作業スペースならびに回線料の負担、および消耗品の乙への提供。
 - ②機器をシスコシステムズが定める設置条件のもとに設置しこれを維持すること。機器の設置環境が機器の稼働に悪い影響があると乙が判断し、改善を申し入れた場合に、これに応じること。
 - ③保守実施にあたり、乙が機器および関連機器の一時稼働停止を申し入れた場合に、これに応じること。
 - ④保守実施に必要な場合、甲の機器および関連機器を使用できること。
 - ⑤保守実施前に甲がデータ等の保護に必要な措置を行うこと
 - ⑥保守実施に必要な技術資料等を乙に提供すること
- (4) 前項1号乃至4号に定める事項が甲の費用負担にて実施できない場合は、乙は甲に当該費用を請求できるものとする。
- (5) 本条の定めにかかわらず、甲が本条に定める協力事項を実施しなかった場合、乙は何らの責任を負うことなく、委託業務の全部または一部を実施しないことができるものとし、また、やむを得ず、乙が委託業務の全部または一部を実施した場合、それにより生じたいかなる損害についても乙は責任を負わないものとする。
- (6) 乙は原則として甲が申込書に担当者として明記された甲の従業員からのみ保守、サポートを受付けます。
- (7) 甲は、住所変更、社名変更等サポート申込時の登録データに変更が生じた場合、速やかに乙へ通知するものとする。甲が本通知を行わなかった場合、乙は甲に対してサポートを提供できない場合があり、甲はこれを了承するものとする。

第7条 (登録番号)

- (1) 乙は甲へ発行する登録番号を契約番号として管理します。

Cisco Meraki 製品保守サポートサービス約款

- (2) 甲は、受領した登録番号を自己の責任を持って管理するものとします。不正使用が行われた場合、乙は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 甲は受領した登録番号等をいかなる理由でも、第三者に譲渡、貸与、販売することはできないものとします。

第8条（保守、サポート料金と支払）

- (1) 甲は、保守、サポートの対価として第4条2項に基づき甲に通知するサポート料金を乙もしくは乙の販売店からの請求書に従い、乙または乙の販売店が指定する期日、条件にて支払うものとします。
- (2) 保守、サポート料金は、乙による事前の告知を以て変更できるものとします。

第9条（有効期間、解約）

- (1) 本規約に基づく保守サポート契約の有効期間は、乙が甲に通知する期間とします。
- (2) 甲が保守サポート契約の更新を希望する場合、有効期間満了の45日前までに第4条の手続きに準じて、乙または乙販売店に更新の注文を提出するものとします。なお、更新できる期間は乙が定める上限があるものとし、乙は当該上限を超える期間は更新することができないものとします。
- (3) 甲は、保守、サポート有効期間中であっても終了希望日の3ヶ月前に乙所定の書類を乙へ提出することで解約できるものとし、その場合乙が甲に通知する日をもってサポート契約は終了するものとします。
- (4) 有効期間中の解約、有効期間の終了のいずれの場合においても、乙が受取済みの保守、サポート料金を返金することはないものとします。

第10条（機密保持）

甲及び乙は、サポート実施に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、機密であると明確に指定されたものについては、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に開示または漏洩してはならないものとする。但し、次の各号の一つに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 一般に入手出来る情報。
- (2) 取得時に既に保有していた情報。
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
- (4) 相手方の機密情報を使用することなく独自に開発した情報。

第11条（損害賠償）

- (1) 事由の如何にかかわらず、保守サポート契約において乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、甲乙協議のうえ、甲は乙に対し、甲が被った直接損害を範囲とした損害賠償請求ができるものとします。但し、損害賠償金額は損害発生の原因となった機器の保守、サポート料金の1ヵ年相当額を限度とします。
- (2) 次の各号のうち、乙の責に帰さない事由により発生した障害に対して、乙は一切その責任を負わないものとする。
 - ①保守、サポート遂行中に発生したデータ破損、業務停滞等の障害
 - ②甲の逸失利益、第三者から甲に対する請求等、甲において特別損失が発生した場合。

第12条（免責事項）

- (1) 乙は、保守、サポートの提供および機器がエラーや中断が無く稼働すること、エラーのすべてを補正すること、また、機器の提供または本保守、サポートの実施により甲または顧客の問題が解決されることを保証するものではありません。法律の許す範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとします。
- (2) 乙は、保守、サポートを一般に公正妥当なものとして業界で認められている専門家としての水準で提供することを保証します。乙から提供を受けた保守、サポートの内容が、保証された水準に達していない場合、甲は、保守、サポートの実施日から30日以内に乙に通知しなければならないものとします。
- (3) 前項に基づく通知を甲から受領した場合、乙は、保守、サポートを再履行するものとし、乙が保守、サポートについて甲に対して負う責任はこの再履行に限られるものとします。
- (4) 甲または乙は、いずれの当事者の責にも帰さない事由により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、結果損害、売上の喪失、データもしくはデータの使用機会喪失については、損害賠償責任を負わないものとします。
- (5) 保守、サポートにおいて乙から送付するメール、提供する情報には、シスコシステムズ他、乙の仕入先メーカーから提供された情報が含まれますが、これらの情報の誤り等から甲に損害が生じても、当社及び情報提供者の責任を問えないものとします。
- (6) 天災地変等の不可抗力、または乙の責に帰さない事由により保守、サポートの一部の履行遅滞もしくは不完全履行を生じた場合は、乙はその責を負わないものとします。

- (7) 機器がネットワークに接続されている場合、機器のセキュリティ機能を維持・向上し、不正アタックやウイルス攻撃等から防御することは本約款の範囲外であり、その責任は、甲と乙の間で特別な取り決めが無い限り乙はいかなる責任も負わないものとする。
- (8) 本条前項に定める他、いずれかの事由に該当する場合は、乙はこれに対し一切責任を負わないものとします。

- ①保守、サポートの実施後、機器に対して不正アタックやウイルス攻撃等があった場合。
- ②保守、サポートの実施に先立ち、機器の記録装置に含まれるデータは、別装置に退避されているものとみなし、乙のサポート実施によって記録装置のデータが消去、毀損、または破壊された場合。
- ③甲が本規約に基づく義務を履行しない場合。

第13条（再委託）

乙は、保守、サポートの実施をその裁量により第三者に再委託できるものとします。乙は、再委託先に対し、本約款に基づく乙の義務を遵守させるものとします。

第14条（一時中断）

次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、乙は事前に連絡することなく、保守、サポートの提供を一時的に中断することができるものとします。ただし、提供の中断が事前に予測できる場合は、乙は遅滞なくその旨を甲に通知するものとします。

- (1) システムの定期的保守又は緊急保守を行うとき
- (2) 火災、停電等によりの提供ができなくなったとき
- (3) 天災地変、戦争、暴動、内乱、労働争議、その他の不可抗力の事態が生じたとき
- (4) その他、運用上、技術上の理由により、乙において提供の一時的な中断が必要止むを得ないと認めるとき

第15条（障害が生じた場合の措置）

システム障害、回線の異常等によって保守、サポートの提供を中断せざるを得ない事由が生じた場合には、乙はその修復に最善の措置を講じるものとします。なお、この場合及び前条に掲げる一時中断の場合における、修復遅延、修復不完全等に基づき甲に生ずる損害については、乙は一切の責任を負わないものとします。

第16条（権利譲渡の禁止）

甲は、本契約上の地位及び権利をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、販売することはできません。ただし、乙は本約款上の地位及び権利を甲の承諾を得ることなく、第三者に譲渡することができるものとします。

第17条（契約の終了）

- (1) 事由の如何にかかわらずシスコシステムズが機器の販売またはそのサポート等を終了したとき。
- (2) 乙とシスコシステムズとの対象保守に関する契約が終了した場合または乙と再委託先との対象保守契約に関する契約が終了し、Meraki 製品の保守、サポートの継続が乙において困難となったとき。
- (3) 有効期間満了日までに甲による更新手続きがなされなかったとき。

第18条（解除）

乙は、甲が本約款の各条項のいずれかに違反したときは、相当の期間を定めて当該違反を是正する旨甲に催告し、甲がこれに従わないときは、保守サポート契約を解除することができるものとします。

2. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告その他の手続きをすることなく直ちに保守サポート契約を取り消すことができるものとします。
 - (1) 第三者からの差押え、仮差押えもしくは仮処分申し立てを受け、または受けることが明白であるとき。
 - (2) 破産、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続を開始、自ら申し立て、または第三者から申し立てられたとき。
 - (3) 支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、または手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - (4) 営業停止または営業許可取り消し等の処分を受けたとき。
 - (5) 解散決議をしたとき。
 - (6) 本規約に基づく債務の支払を滞納したとき。
 - (7) 代表者、役員等が刑事罰を受け、または受けることが明らかであるとき。
 - (8) 役員、社員もしくは株主間の紛争により営業活動に支障をきたしたとき。
 - (9) 株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり保守、サポート実施に支障があると判断したとき。
 - (10) 財政状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - (11) 甲が個人事業主の場合でかつ甲が死亡・廃業等によりその事業の継続が困難であると乙が判断したとき。

第19条（反社会的勢力でないことの表明）

- (1) 甲および乙は、相手方に対し、以下の各号に定める事項を表明し、保証す

Cisco Meraki 製品保守サポートサービス約款

るものとする。

- ①自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。以下同じ）でないこと。
 - ②自らが反社会的勢力でなかったこと。
 - ③反社会的勢力を利用しないこと。
 - ④反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと。
 - ⑤取締役、執行役員および実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、ならびに、それらの者が反社会的勢力と交際がないこと。
 - ⑥自らの財務および事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、および、反社会的勢力と交際がないこと。
- (2) 甲および乙は、自らが前項に違反していることを発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
 - (3) 甲および乙は、相手方が本条第(1)項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに基本契約、個別契約の名称を問わず、甲乙間で締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - (4) 甲および乙は、相手方が本条第(1)項に違反したことにより損害を被った場合、契約解除の有無を問わず、当該損害について損害賠償を相手方に請求することができるものとする。

第20条（合意管轄）

本規約に関して生じた甲乙間の紛争については、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

第21条（その他）

本規約にて提供される保守、サポートに関して、乙と甲の間に係争が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従って解決するものとする。

第22条（約款の変更）

- (1) 乙は本約款につき、WEBサイト (https://www.ikazuchi.biz/MERAKI/meraki_support_terms.pdf 等、乙が定めるサイト上のページ)において、同WEBサイトが稼働していない場合を除き、常時掲載するものとします。
- (2) 乙が本約款を変更する場合、効力発生日の30日前までに、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容、効力発生日につき前項のWEBサイト上のページへの掲載その他の方法により甲に告知するものとし、当該効力発生日をもって、当該変更後の本規約の効力が生じるものとします。

制定日：2021年3月31日
ダイワボウ情報システム株式会社